

島根県漁業調整規則第 10 条第 1 項第 5 号に係る船舶等の基準

島根県漁業調整規則（令和 2 年島根県規則第 93 号）第 10 条第 1 項第 5 号に係る船舶等の基準を次のように定める。

- 1 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号。次項において「法」という。）第 10 条第 1 項の規定による登録を受けたものであること。
- 2 法第 19 条の規定により登録を取り消されたものでないこと。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。